様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和　　5年　6月 15 日

茨城県知事　大井川　和彦　殿

提出者
住　所　茨城県北茨城市中郷町日棚644-16
氏　名　(株)寺岡製作所　茨城工[redacted]
工場長　藁谷 正己[redacted]
電話番号　0293-42-4918

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	株式会社　寺岡製作所　茨城工場
事業場の所在地	茨城県北茨城市中郷町日棚644-16
計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	その他の製造業
②事業の規模	50.5億円
②従業員数	111名
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	製造工程及び廃棄物処理フロー図（添付資料）による

茨城県
令 5.6.15 和
県北県民センター
受付

（日本工業規格　A列４番）

（第２面）

<table>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項</td></tr>
<tr><td colspan="4">（管理体制図）

弊社環境管理組織図（添付資料）による</td></tr>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項</td></tr>
<tr><td rowspan="4">① 現状</td><td colspan="3">【前年度（令和4年度）実績】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>廃粘着剤</td><td>ＡＣ廃液</td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>156.78ｔ</td><td>82.48ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（これまでに実施した取組）
① 生産工程の各職場において、産業廃棄物の削減目標として取り組み年間を通して活動
② 粘剤工程では、生産ロットに合わせた必要量生産を目指し、廃棄数量削減に取り組みました。</td></tr>
<tr><td rowspan="4">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td>特別管理産業廃棄物の種類</td><td>廃粘着剤</td><td>ＡＣ廃液</td></tr>
<tr><td>排　　出　　量</td><td>148.00ｔ</td><td>73.00ｔ</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
① 令和4年度と同じく作りすぎ廃棄粘着剤の削減に取り組みます。
② 作業改善を実施し廃粘着剤の発生の抑制に取り組みます。
③ 各工程での収率改善に取り組みます。</td></tr>
<tr><td colspan="4">特別管理産業廃棄物の分別に関する事項</td></tr>
<tr><td>①現状</td><td colspan="3">（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
① 廃粘着剤はドラム缶に取り、指定した危険物屋外貯蔵所で保管
② ＡＣ廃液は、専用地下ピットで保管</td></tr>
</table>

	②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

（第３面）

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特にありません。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 特にありません。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（　　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 特にありません。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t

		（今後実施する予定の取組） 特にありません。

（第４面）

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項				
	①現状	【前年度（　　年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
		（これまでに実施した取組） 特にありません。		
	②計画	【目標】		
		特別管理産業廃棄物の種類		
		自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
		（今後実施する予定の取組） 特にありません。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項				
	① 現状	【前年度（令和4年度）実績】		
		特別管理産業廃棄物の種類	廃粘着剤	ＡＣ廃液
		全処理委託量	156.78 t	82.48 t
		優良認定処理業者への処理委託量	156.78 t	82.48 t
		再生利用業者への処理委託量	t	82.48 t
		認定熱回収業者への処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t

		（これまでに実施した取組） ① 生産工程の各職場において、産業廃棄物の削減目標として取り組み年間を通して活動 ② 粘剤工程では、生産ロットに合わせた必要量生産を目指し、廃棄数量削減に取り組みました。

<table>
<tr><td rowspan="8"></td><td rowspan="8">②計画</td><td colspan="3">【目標】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物の種類</td><td>廃粘着剤</td><td>ＡＣ廃液</td></tr>
<tr><td colspan="2">全処理委託量</td><td>148.00 t</td><td>73.00 t</td></tr>
<tr><td>優良認定処理業者への処理委託量</td><td>148.00 t</td><td>73.00 t</td></tr>
<tr><td>再生利用業者への処理委託量</td><td>t</td><td>73.00 t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td>認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量</td><td>t</td><td>t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組）
① 生産計画に合わせた、粘着剤の製造を実施し、作りすぎによる廃棄粘着剤の削減に取り組みます。
② 作業改善を実施し廃粘着剤の発生の抑制に取り組みます。
③ 各工程において収率改善に取り組みます。</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">電子情報処理組織の使用に関する事項</td><td colspan="3">【前年度（令和４年度）実績】</td></tr>
<tr><td colspan="2">特別管理産業廃棄物排出量
（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）</td><td>239.26 t</td></tr>
<tr><td colspan="3">（今後実施する予定の取組等）</td></tr>
<tr><td colspan="2">※事務処理欄</td><td colspan="3"></td></tr>
</table>

製造工程及び廃棄物排出フロー図

①製造工程（粘着テープ）

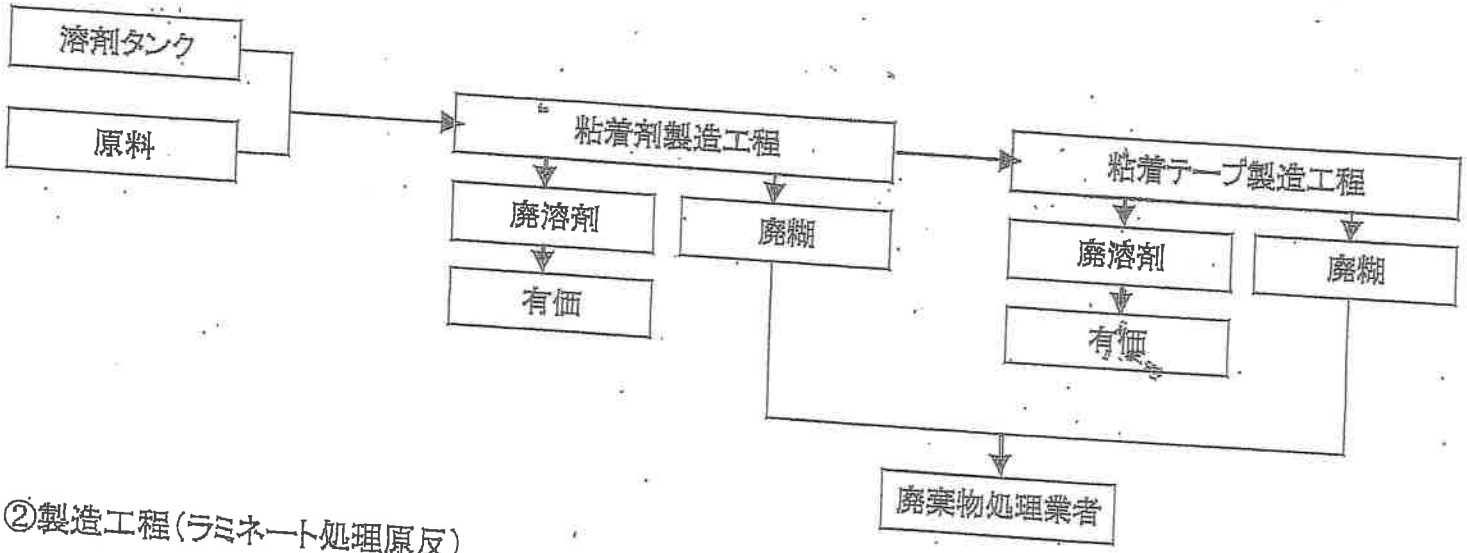

②製造工程（ラミネート処理原反）

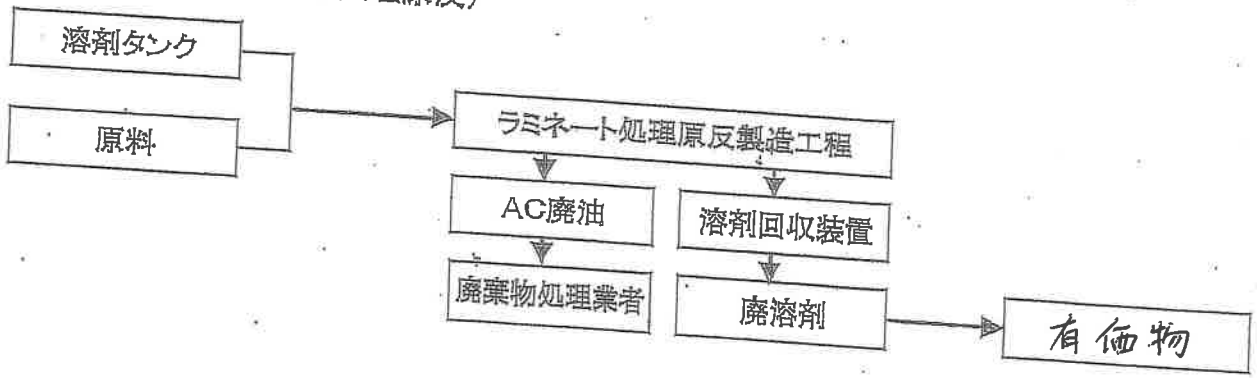

2023.4.1

114 期　茨城工場環境組織図

茨城工場環境管理委員会事務局作成

環境管理責任者

工場長：〇藁谷　正己

環境推進責任者

（正）製造管理課長：今中康史
（副）技術品管課長：〇宮川亮
　　生技茨城駐在係長：細田進一

環境推進者（職場単位）

粘剤班：四釜誠
#121 塗布班：鈴木一広
#122 塗布班：根本直和
４号棟班：塗布　黒木賢次
　　粘剤　畠山裕之
　　仕上　菊地英次
１号棟仕上班：鈴木秀樹
生産管理係：榎本直司
総務管理係：西内福芳
品質管理課：佐藤正則
設備係　　：蛭田哲也
生産技術　：田所　賢
品質保証課：〇青木伸悟

※〇印：新任者

工場環境管理委員会

委員長　：〇藁谷　正己
副委員長：今中康史
　　〇宮川亮
　　細田進一

事務局：蛭田哲也
　　佐藤正則
　　鈴木和彦

廃棄物担当：〇鈴木和彦
　　西内福芳

エネルギー管理担当
　　小林哲也（エネルギー管理士）
　　蛭田哲也(電気主任技術者)

化学物質管理者：小林賢太郎

委員：第１、２、３製造係長
　　生産管理係長
　　技術品管係長
　　設備係長
　　粘剤班長（代行者）
　　#121 塗布班長（代行者）
　　#122 塗布班長（代行者）
　　４号棟各班長（代表者）
　　１号棟仕上班長（代行者）
　　生産管理・総務管理係担当
　　技術品管課
　　品証課担当
　　設備係
　　生産技術担当

備考

1　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

2　当該年度の６月30日までに提出すること。

3　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

(1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

(2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

(3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

4　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

5　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

6　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

7　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トン以上の者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

8　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

9　※欄は記入しないこと。